

適正な就業と安全のための制度

適正な就業とは、決められている就業時間や就業方式を守ることです。

◎1 シルバー人材センターの会員は、就業時間や継続的に就業できる期間は、関係法令により制限されています。その基本はつぎのとおりです。

- ① 1日の就業時間は、概ね 8時間 ②1ヶ月当りの就業時間は概ね 80時間
③ 同一職場で継続的に就業できる期間は、最長5年

- この基準を守るため、仕事の分かれ合い、譲り合い、交替制などで、就業します。
- シルバーの基本は、仕事を通じて社会に貢献し奉仕することです。誠意をもって仕事に取り組み、良い仕事をして、発注者の十分な満足が得られるよう努めましょう。

◎2 会員の就業方式には、派遣や請負、業務委託があります。

派遣とは、同じ仕事を社員（臨時職員を含む。）と一緒に処理している場合、又は、仕事先の現場

責任者から、仕事する日や時間などの指揮・命令を受けている場合などです。

この様な状況で仕事をしている場合は、必ず、事務局にご相談ください。

損害賠償事故加害会員の措置に関する規程（概要）

この規程は、就業中に、他人の身体や財物に損害を与える損害賠償事故を起した会員（以下「加害会員」という。）に対し、ペナルティーとして反則金を課し、損害賠償事故の発生を抑制することを目的としています。

（※ 損害賠償責任保険に係る免責額（加害会員の自己負担額）1万円が発生する場合は、別途、請求します。）

1 反則金を課す方法と金額

損害賠償事故を起こした場合、1事故につき反則金として1万円を徴収します。

なお、加害会員が、次の1～3のどれかに該当した場合は、その反則金の額です。

（※ 不可抗力に起因していると認められる場合のみ対象となりません。）

各号	事故発生事例	反則金の額
1号	1万円の反則金の対象となった「加害会員」が、当該反則金にかかる事故を発生させた日から1年を経過するまでの間において、新たな事故を起し「加害会員」となった場合	1事故につき 2万円
2号	第1号に定める2万円の反則金の対象となった「加害会員」が、当該反則金にかかる事故を発生させた日から1年を経過するまでの間において、新たな事故を起し「加害会員」となった場合	1事故につき 3万円
3号	3万円の反則金の対象となった「加害会員」が、当該反則金にかかる事故を発生させた日から1年を経過するまでの間において、新たな事故を起し「加害会員」となった場合 以降、同様とする。	1事故につき 3万円

2 反則金の納付期限と方法等

「損害賠償事故に係る反則金の課徴通知書」に記載された期限（反則金課徴決定日から2ヶ月以内）内に、センターの事務所に現金で納付します。

3 反則金を納付期限までに完納しない場合

「センター会員就業の基準に関する規程第9条」に定める「不適格な行為等」に該当するものとして同規程を適用し、一定期間の就業停止などの措置があります。

4 特別研修受講の義務

反則金の対象となった会員は、特別研修を受けなければなりません。

5 不服申し立て

反則金の課徴に不服があるときは、適正就業推進委員会に不服申し立てができます。

○安全保護具適正使用促進要綱

この要綱は、会員の労働災害や悲惨な重篤事故を無くすため、「労働安全衛生法」ならびにセンターの「安全就業基準」(以下「安全基準」という。)に定める安全保護具等の適正な使用を、確実に実行していただくために制定しました。

1 「職場安全チェックシート」による職場の安全確認

作業前には、就業報告書の裏面に印刷している「職場安全チェックシート」で、作業現場に危険が潜んでいないか、安全確認をきちんとしましょう。

◎ 次の業務は、決められた時に、必ず安全確認をし、その結果をセンターに提出しなければなりません。(☆印は、安全確認の時期 【※】内は安全確認をする責任者)

① 同一現場で、2ヶ月以上の長期に亘って継続する業務

☆ 毎月の業務開始初日 【※ センターが指名した会員】

② 剪定業務(請負による場合、伐採を含む。)

☆ 業務開始初日の作業開始前 【※剪定班の班長、班長が不在の現場等は、班長が指名した班員】

③ 除草業務(請負による場合、刈払機や手作業を含む除草業務全般)

☆ 業務開始初日の作業開始前 【※この仕事をセンターから、最初に請けた会員、又は、センターが指名した会員】

④ その他、センターが特に安全に配慮するよう指示した業務

☆ 作業開始前 【※ 前③に同じ】

2 安全保護具等の適正使用確認の励行

配付している「安全保護具等適正使用チェックカード」で、安全保護具や道具類が適正に使用できているかを、必ず、自分自身で確認しましょう。

3 安全就業指導員の設置

安全就業指導員は、安全委員会委員と職員が任命され、隨時作業現場を巡回し、安全に必要な指導を行ないます。

4 安全就業基準違反警告カード（以下「警告カード」という。）の発行

義務付けられている安全帽、安全帯などの安全用具類を使用していない安全義務違反者を発見したときは、安全就業指導員が「警告カード」を発行します。

又、その仕事にそのまま従事させると危険性が高いと判断したときは、その会員に対し、その仕事を中断させることができます。会員がこれに従わない場合は、更に「警告カード」を1枚追加発行します。

5 「警告カード」を複数枚受けた会員への措置

特別研修を受講します。この後、更に「警告カード」を受けますと、「センター会員就業の基準に関する規程」により、就業の一定期間の停止等の措置をすることがあります。